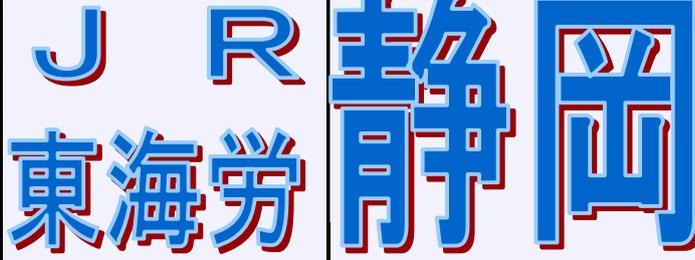


国鉄改革完遂！

当たり前の労働運動を  
前進させよう！



JR 東海労働組合静岡地方本部  
〒420-0851 静岡市黒金町 19-1  
J R 063-3518  
NTT 054-284-3608  
発行責任者 山本繁明  
2008年 9月19日 No. 2

# カルト掲示裁判不当判決！

ユニオンが掲示を出した事・本人が名誉毀損  
を受けた思いの事実は消えないのである！

カルト掲示裁判の判決が、9月18日東京高等裁判所において下されました。

東京高裁の判決は、「職場の掲示板は、自らの組合員に知らせるためのものであるから、名誉毀損を目的として掲出した意図はない」という趣旨であるととれます。つまり「自分たちの掲示板に何を掲出しようが、他の誰が見て何を感じようが関係ない」といっているようなものであります。

この判決を絶賛するのであれば、そしてこの理論が通るのであれば、私たちの掲示についても、会社・ユニオンは何も言わないということなのでしょう。

「掲示板は自らの組合員に知らせるためのもの」とするなら、他労組に知らせるためにはビラを配りましょうということになる。そして、掲示で「良識ある海労の皆さん」などと呼び掛けはしないのでしょうか。

私たちはこの不当な判決に断固抗議の意を表明します。そして、加藤誠二さんの完全無罪・不当解雇撤回にむけ闘いを強化していこう！